

## 福岡県における緊急事態措置の実施について

本県では、これまで、県民の皆様の生命と健康を守ることを最優先に、感染とその拡大を防止するため、県主催イベントの開催中止、公立学校の臨時休業などに取り組むとともに、県民の皆様方に対し週末における不要不急の外出自粛などをお願いしてまいりました。

しかしながら、本県の患者数は、2月20日の最初の発生以降3月30日までの40日間は29人でしたが、3月31日から昨日までの7日間だけでその5倍を超える147人が感染するなど急速に増加しており、また、病院や、介護老人保健施設で、集団発生、いわゆるクラスターと呼ばれる事案も発生しております。昨日までの患者の累計は176人となり、県内の4地域すべてにおいて発生しています。それに伴い医療提供体制が逼迫してきております。

このような状況を踏まえ、本日、国は、本県に対し「緊急事態宣言」を行いました。

「緊急事態宣言」を受けて、本県では、これまでの流れを変えるべく、本日から5月6日までの間、緊急事態措置を実施していくこととします。

県民の皆様方には、何かとご不便をおかけすることもあるかと思いますが、現在、我々が置かれている状況を踏まえた県民の皆様方の命を守る大切な取り組みであります。ぜひともご理解のうえ、県民の皆様のご協力をお願い申し上げます。

今まさに、私たちは、感染と感染の拡大を防ぐ、大変重要な時期、岐路に立っています。私たち一人一人の、自らを守り、周りの人を守る行動が、1週間後、そして2週間後の、この地域、そして日本の国の状況を決めることとなります。

県民の皆様には、これまで7つのことをお願いしてまいりました。

- (1) 手洗いの励行や咳エチケットに努めること
- (2) 新型コロナウイルスの感染症を疑った場合は、保健所に設置している「帰国者・接触者相談センター」へ電話で相談すること
- (3) 発熱や咳など、風邪の症状があり、かかりつけ医を受診する際には、直接受診せず、必ず事前に電話で相談すること。

- (4) 換気の悪い「密閉空間」、多数が集まる「密集場所」、間近で会話や発声をする「密接場面」、これらの集団感染のリスクを高める3条件が同時に重なることを回避すること
- (5) 普段からできる限り人ごみを避け、今月19日までの週末（4・5日、11・12日、18・19日）は不要不急の外出は控えること  
なお、日常生活に必要な買い物、散歩、ジョギングまで、自粛をお願いするものではありません。  
また、夜間における接客を伴う飲食店、繁華街への外出を控えること
- (6) 首都圏や関西など感染が拡大している地域への不要不急の往来は控えること
- (7) 海外の渡航について、外務省が73の国・地域に対し「渡航は止めてください。（渡航中止勧告）」を出しており、その他のすべての国・地域について、「不要不急の渡航は止めてください」としている  
ので、それに従うこと

これに加えて、今回、以下のことを新たに強く要請します。

- ① 生活の維持に必要な場合を除き、外出を控えること。  
生活の維持に必要な場合とは、医療機関への通院、食料、医薬品、生活必需品の買い出し、職場への出勤、屋外での運動や散歩などをいう。
- ② 職場への出勤は、外出自粛の要請の対象としないが、在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤など人との交わりを低減すること。
- ③ 不要不急の帰省や旅行など、都道府県をまたいで人が移動することは、まん延防止の観点から、極力避けること。  
なお、都市封鎖（ロックダウン）とは異なるものです。
- ④ 感染の拡大につながるおそれのある催物（イベント）開催を控えること。
- ⑤ 飲食料品や生活必需品の小売店等生活に必要な事業は継続するので、食料・医薬品や生活必需品の買い占め等をしないこと。

## 学校の臨時休業措置について

- ・ 県立学校については、5月6日までの臨時休業を行っている。
- ・ 市町村立学校については、県立学校の措置を参考としながら、地域の実情を踏まえて、各市町村教育委員会において臨時休業の有無及びその期間等について判断するようお願いしてきた。  
本日、国が福岡県に対して「緊急事態宣言」を行ったことを踏まえ、各市町村において、この時点で改めて適切な判断をいただくようお願いする。
- ・ 臨時休業を行う場合は、これまで同様、最大限の感染拡大防止のための措置等を講じた上で登校日を設定したり、子どもの居場所の確保に向けた取組を進めるようお願いする。